

第139回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月26日(水曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館5階会議室
(裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。)

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件



株主の皆様へ

第139回定時株主総会を6月26日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第139期の事業の概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいませようをお願い申し上げます。

2019年5月

代表取締役会長 社長執行役員 **大内 厚**

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役11名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	14
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	40
計算書類	42
監査報告書	44

社 是

人の和と創意で社会に貢献

経営理念

1

最高の品質創りを重点に社業の発展を図り社会に奉仕する

2

全員の創意を発揮し顧客のニーズに対応した
特色ある技術を開発する

3

人材育成と人間尊重を基本として人の和と品性を高揚する

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第139回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日のご出席が難しい場合には、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数をおかけしますが後記の株主総会参考書類をご覧いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2019年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館5階会議室
（裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第139期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件 |

以上

お知らせ

本株主総会招集ご通知および添付書類ならびにその英語訳（一部）は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tte-net.com>）でもご覧いただけます。

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、本株主総会招集ご通知には当該事項は記載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告の作成に際して、会計監査人および監査役が監査を行った連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

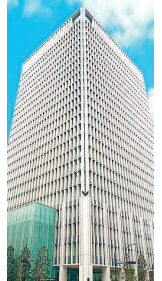
株主総会に当日ご出席いただける方

株主総会開催日時 2019年 **6月26日(水曜日)** 午前10時 (受付開始 午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



[株主総会会場]
経団連会館(外観)



株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限 2019年 **6月25日(火曜日)** 午後5時30分

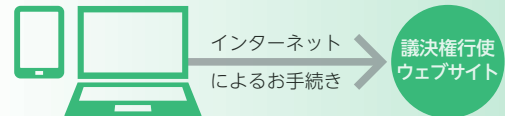
郵 送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>
にて各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は4ページをご覧ください。



- ご郵送の場合は、期限までに到着するようご返送ください。
- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネットにおいても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- インターネットによって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

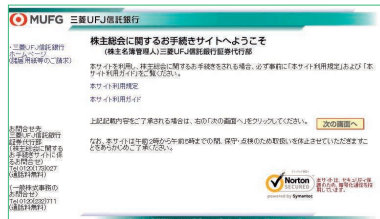
議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.muufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）

ログインID・仮パスワードを入力する方法

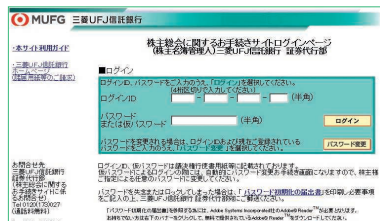


議決権行使ウェブサイトURL

<https://evote.tr.muufg.jp/>

1 「次の画面へ」をクリック

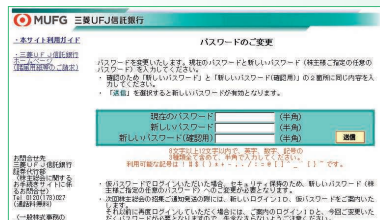
ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

パスワードを変更する



4 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

5 「送信」をクリック

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインが出来ない場合があります。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

議決権を再行使される場合は、QRコードの右側に記載のログインIDおよび仮パスワードの入力が必要です。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

【注意事項】

- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしておりますので、ご了承ください。
- ・株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ・インターネット接続にファイヤーウォールを使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、収益性と資本効率性を高めつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。

本基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績が計画値を上回ったこと等を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより、1株につき、中間配当25円と合わせまして、年間配当は52円となります。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類
金 銭

2

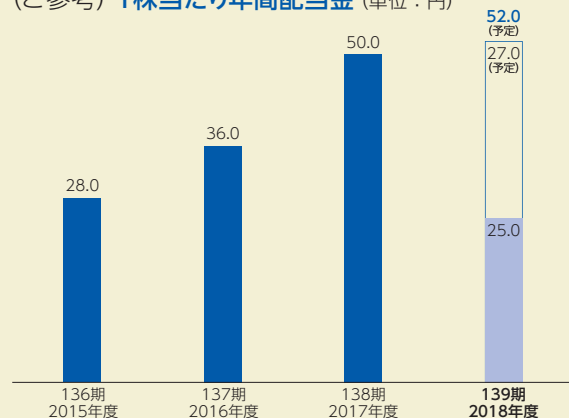
株主に対する配当財産の割当てに関する
事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金**27円**
総額 **1,955,559,753円**

3

剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日

(ご参考) **1株当たり年間配当金** (単位：円)



第2号議案

取締役11名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営基盤強化に向け、経営体制の一層の強化および取締役会の多様性を図るため、取締役1名、社外取締役1名を増員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

なお、候補者の指名にあたりましては、各専門分野における豊富な経験と識見等を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すること、また現時点において最適な取締役会の構成および規模となること等を総合的に勘案し、代表取締役会長社長執行役員、代表取締役専務執行役員、および社外取締役3名の計5名をもって構成する指名報酬委員会（以下「指名報酬委員会」といいます。）の審議を経て、取締役会において決定しております。

候補番号	氏 名		現在の当社における地位	取締役会 出席状況
1	再任	おおうち あつし 大内 厚	代表取締役会長 社長執行役員	12/12回 (100.0%)
2	再任	たかはら ちょういち 高原 長一	代表取締役 専務執行役員	12/12回 (100.0%)
3	再任	はら よしゆき 原 芳幸	取締役 常務執行役員	12/12回 (100.0%)
4	再任	やまわけ ひろし 山分 弘史	取締役 常務執行役員	12/12回 (100.0%)
5	新任	こじま かずひと 小島 和人	執行役員	— (—)
6	新任	かみや ただし 神谷 忠史	執行役員	— (—)
7	新任	よこて としかず 横手 敏一	執行役員	— (—)
8	再任	まつなが かずお 松永 和夫	社外取締役	12/12回 (100.0%)
9	再任	やぶなか みとじ 藪中 三十二	社外取締役	12/12回 (100.0%)
10	再任	ふじむら きよし 藤村 潔	社外取締役	10/10回 (100.0%)
11	新任	せき ようこ 関 葉子	—	— (—)

- (注) 1. 上記取締役候補者の地位は本総会時のものであります。
 2. 出席率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 藤村潔氏は、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会の出席状況を記載しております。

1 おおうち 大内 厚 あつし (1949年7月29日生)

現在の当社における地位 代表取締役会長 社長執行役員

再任



所有する当社株式
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式)

147,700 株
(44,967株)

取締役在任期間
(本総会終結時)

11年

取締役会出席状況

12/12回
(100.0%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1975年 4月	当社入社	2015年 1月	当社代表取締役社長社長執行役員 兼エンジニアリング事業本部担当
2006年 4月	当社執行役員	2015年 4月	当社代表取締役社長 社長執行役員
2008年 4月	当社常務執行役員 当社大阪支店長	2016年 4月	当社代表取締役会長 社長執行役員 現在に至る
2008年 6月	当社取締役常務執行役員		
2010年 4月	当社代表取締役社長社長執行役員		

取締役候補者とした理由

大内厚氏は、2010年4月から取締役社長、2016年4月から取締役会長としての職責を担っており、経営に関する最高責任者としてリーダーシップを発揮しております。引き続き、当社事業全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

2 たかはら 高原 長一 ちよういち (1954年3月13日生)

現在の当社における地位 代表取締役 専務執行役員

再任



所有する当社株式
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式)

51,945 株
(18,612株)

取締役在任期間
(本総会終結時)

6年

取締役会出席状況

12/12回
(100.0%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年 4月	当社入社	2016年 4月	当社国内事業統括 兼 東日本事業本部長 兼 東日本事業本部東京本店長
2010年 4月	当社執行役員 当社関東支店長	2017年 4月	当社代表取締役専務執行役員 現在に至る
2011年 4月	当社東日本事業本部副事業本部長 兼 東日本事業本部購買本部長		当社国内事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当
2013年 6月	当社取締役執行役員	2018年 4月	当社国内関係会社担当 兼 開発事業推進部担当
2014年 4月	当社取締役常務執行役員	2019年 4月	当社事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当 兼 事業開発部担当 兼 不動産開発部担当 兼 海外関係会社担当 現在に至る
2015年 4月	当社東日本事業本部長 兼 東日本事業本部東京本店長		

取締役候補者とした理由

高原長一氏は、当社入社以来、設計・施工等の分野における豊富な経験と技術全般に関する識見を有しており、また本支店長、事業本部長および国内事業統括として、当社の設備工事事業を中心に、十分な実績を上げております。引き続き、国内本支店経営、国内事業統括および技術全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

3 原 芳幸

(1957年8月12日生)

現在の当社における地位 取締役 常務執行役員

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4月	日本生命保険相互会社入社	2015年 6月	当社取締役執行役員 経営管理本部副本部長
2012年 4月	当社入社	2016年 4月	当社取締役常務執行役員 現在に至る
2013年 4月	当社理事経営企画本部副本部長		当社経営管理本部 長
2014年 4月	当社執行役員	2017年 4月	当社コーポレート本部長 兼 経営企画部長 兼 経営戦略担当 兼 コンプライアンス担当
2015年 4月	当社執行役員経営管理本部副本部長	2019年 4月	当社経営戦略本部管掌 兼 コーポレート本部管掌 兼 国内関係会社担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

原芳幸氏は、金融機関勤務における財務等の豊富な経験と識見を有しており、当社入社以来、経営企画部長として、長期経営構想ならびに単年度および中期経営計画の策定や、コーポレートガバナンス・コードへの対応をはじめ、十分な実績を上げております。引き続き、経営企画、財務、および経営管理全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

4 山分 弘史

(1957年4月16日生)

現在の当社における地位 取締役 常務執行役員

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2016年 4月	当社取締役常務執行役員 現在に至る
2010年 4月	当社産業空調事業本部副事業本部長		当社技術本部長 兼 品質・環境・安全担当
2011年 4月	当社理事エンジニアリング 事業本部産業設備事業部長	2017年 4月	当社事業革新本部長 兼 技術担当 現在に至る
2015年 4月	当社執行役員 当社エンジニアリング事業本部 エンジニアリング事業部長	2018年 4月	当社新規事業開発担当
2015年 6月	当社取締役執行役員	2019年 4月	当社環境ソリューション事業推進部担当 当社事業創生推進部担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

山分弘史氏は、当社入社以来、設計・施工等の分野における豊富な経験と技術全般に関する識見を有しており、また事業部長および本部長等として、当社の産業設備工事業およびエンジニアリング事業をはじめ、品質・環境・安全等、十分な実績を上げております。引き続き、技術全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。



所有する当社株式
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式)

28,408 株
(8,842株)

取締役在任期間
(本総会終結時)

4年

取締役会出席状況

12/12 回
(100.0%)



所有する当社株式
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式)

27,179 株
(7,842株)

取締役在任期間
(本総会終結時)

4年

取締役会出席状況

12/12 回
(100.0%)

5 小島 和人

(1961年9月6日生)

現在の当社における地位 執行役員

新任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2017年 4月	当社執行役員 現在に至る
2015年 4月	当社理事東日本事業本部横浜支店長	2018年 4月	当社大阪支店長
		2019年 4月	当社経営戦略本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

小島和人氏は、当社入社以来、設計・施工等の分野における豊富な経験と技術全般に関する識見を有しており、また、支店長として、当社の設備工事事業を中心に、十分な実績を上げております。支店経営および技術全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。



所有する当社株式
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式)

6,131 株
(2,157株)

6 神谷 忠史

(1963年10月19日生)

現在の当社における地位 執行役員

新任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2018年 4月	当社執行役員 現在に至る
2016年 4月	当社理事エンジニアリング事業本部 エンジニアリング事業部長	2019年 4月	当社事業統括本部副本部長 兼 働き方改革担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

神谷忠史氏は、当社入社以来、設計・施工等の分野における豊富な経験と技術全般に関する識見を有しており、また、事業部長として、当社の産業設備工事事業およびエンジニアリング事業を中心に、十分な実績を上げております。事業部経営および技術全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。



所有する当社株式
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式)

4,587 株
(1,301株)

7 横手 敏一

(1961年3月29日生)

現在の当社における地位 執行役員

新任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2018年 4月	当社執行役員 現在に至る
2017年 4月	当社理事広島支店長	2019年 4月	当社コーポレート本部長 兼 コンプライアンス担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

横手敏一氏は、当社入社以来、設計・施工等の分野における豊富な経験と技術全般に関する識見を有しており、また、支店長として、当社の設備工事事業を中心に、十分な実績を上げております。支店経営および技術全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

8 松永 和夫

(1952年2月28日生)

現在の当社における地位 社外取締役

再任

社外

独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1974年 4月	通商産業省（現 経済産業省）入省	2011年 8月	経済産業省顧問
2004年 6月	原子力安全・保安院長	2013年 6月	当社社外取締役 現在に至る
2005年 9月	大臣官房総括審議官	(重要な兼職の状況)	
2006年 7月	大臣官房長	ソニー株式会社社外取締役	
2008年 7月	経済産業政策局長	橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役	
2010年 7月	経済産業事務次官	三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長	

社外取締役候補者とした理由

松永和夫氏は、行政分野や経済分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）3.のとおりであります。



所有する当社株式
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式)

14,787株
(1,301株)



所有する当社株式

0株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)

6年

取締役会出席状況

12/12回
(100.0%)

9 やぶ な か み と じ 薮中 三十二 (1948年1月23日生)

現在の当社における地位 社外取締役

再任

社外

独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1969年 4月 外務省入省
2002年 12月 アジア大洋州局長
2005年 1月 外務審議官（経済）
2007年 1月 外務審議官（政務）
2008年 1月 事務次官
2010年 8月 外務省顧問
2014年 6月 当社社外取締役 現在に至る
（重要な兼職の状況）
三菱電機株式会社社外取締役
株式会社小松製作所社外取締役

社外取締役候補者とした理由

薮中三十二氏は、外交分野や行政分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、2012年4月から当社社外取締役に選任される2014年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）3.のとおりであります。



所有する当社株数

0株

社外取締役在任期間
（本総会終結時）

5年

取締役会出席状況

12／12回
（100.0%）

10 ふ じ む ら さ よ し 藤村 潔 (1949年11月3日生)

現在の当社における地位 社外取締役

再任

社外

独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年 4月 三菱商事株式会社入社
2002年 2月 三菱商事フィナンシャルサービス株式会社取締役社長
2003年 6月 三菱商事株式会社監査役（常勤）
2007年 6月 同社執行役員、コーポレート担当役員（CIO）
2008年 4月 同社常務執行役員、コーポレート担当役員（CIO）
2009年 4月 同社取締役常務執行役員、コーポレート担当役員（CIO）
2010年 4月 同社取締役常務執行役員監査、内部統制担当役員
2012年 6月 同社退任
2018年 6月 当社社外取締役 現在に至る
（重要な兼職の状況）
TDK株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由

藤村潔氏は、総合商社の取締役およびCIOとして豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、三菱商事株式会社の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.13%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）3.のとおりであります。



所有する当社株数

0株

社外取締役在任期間
（本総会終結時）

1年

取締役会出席状況

10／10回
（100.0%）



所有する当社株

0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1994年 4月 公認会計士合格	2012年 11月 イオンリート投資法人 監督役員（現任）
2000年 9月 司法試験合格	2014年 4月 国士館大学 教授（現任）
2002年 10月 弁護士登録	2018年 7月 日本ビューホテル株式会社社外監査役（現任）
2006年 12月 銀座プライム法律事務所 入所（現任）	現在に至る
2009年 6月 三井生命保険株式会社（現 大樹生命保険株式会社）社外監査役（現任）	

（重要な兼職の状況）

大樹生命保険株式会社社外監査役
イオンリート投資法人監督役員
日本ビューホテル株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由

関葉子氏は、弁護士および公認会計士としての豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）3.のとおりであります。

- （注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 出席率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社の社外役員に関する独立性基準は次のとおりであります。
- (1)当社を主要な取引先[※]とする者またはその業務執行者でないこと
- [※]当社を主要な取引先とする者とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、取引先の売上高の2%以上を占めている企業をいう。
- (2)当社の主要な取引先[※]またはその業務執行者でないこと
- [※]当社の主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、当社の売上高の2%以上を占めている企業をいう。
- (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産[※]を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと
- [※]多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、原則として、1事業年度について1,000万円以上のものをいう。
- (4)最近において次の①から④までのいずれかに該当していた者でないこと
- ①(1)(2)または(3)に掲げる者
- ②当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
- ③当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ④当社の兄弟会社の業務執行者
- (5)次の①から⑧までのいずれかに該当する者（重要[※]でない者を除く。）の近親者[※]でないこと
- ①(1)から前(4)に掲げる者
- ②当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ③当社の子会社の業務執行者
- ④当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ⑤当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
- ⑥当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ⑦当社の兄弟会社の業務執行者

⑧最近において前③、④または上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※「重要な」者とは、(1)または(2)の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、(3)の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所にも所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）とする。また、近親者とは、二親等内の親族をいう。

4. 当社は松永和夫氏、数中三十二氏および藤村潔氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。各氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、関葉子氏が取締役に選任され就任した場合には、同様の契約を締結する予定であります。
5. 松永和夫氏、数中三十二氏、藤村潔氏および関葉子氏の選任議案が承認された場合、松永和夫氏、数中三十二氏および藤村潔氏は引き続き、また、関葉子氏は新たに、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。
6. 数中三十二氏が川崎汽船㈱の社外取締役在任期間中であった2014年3月、同社は、自動車等の貨物の運送に関して独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受け、2014年9月に当該違反行為に関して米国司法省との間で罰金を支払うことを内容とする司法取引に合意するとともに、2015年12月に当該違反行為に関して中国国家発展改革委員会から制裁金の支払いを命じられました。同氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会において法令遵守の重要性について意見を述べており、また、当該違反行為判明後には、徹底した調査および再発防止の指示等を行っております。また、数中三十二氏が三菱電機㈱の社外取締役在任期間中であった2016年1月、同社は、ガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関するEU競争法違反に関して欧州一般裁判所から課徴金の納付を命じられました。本件は、同氏の就任前に発生したものでありますが、就任後は法令遵守の観点から指摘、意見を述べるとともに、再発防止についての提言等を行っております。また、数中三十二氏が三菱電機㈱の社外取締役在任期間中であった2017年4月、同社は、自動車用オルタネーターおよび点火コイルの取引に関してカナダ競争法に違反する行為があったとして同国オンタリオ州裁判所から課徴金支払命令を受けました。本件は、同氏の就任前に発生したものでありますが、就任後は法令遵守の観点から指摘、意見を述べるとともに、再発防止についての提言等を行っております。
7. 藤村潔氏がTDK㈱の社外監査役在任期間中であった2016年7月、同社は、HDD用サスペンション事業に関し、公正取引委員会から独占禁止法に基づく立入検査を受け、2018年2月に独占禁止法の規定に基づき排除措置命令および課徴金の納付を命じられました。同氏は、法令遵守の観点から指摘、意見を述べるとともに、再発防止についての提言等を行っております。
8. 各候補者が所有する当社の株式数は、役員持株会名義の実質所有株式数および内数として表示している株式報酬制度に基づき退任時に交付される予定の株式数を含めて表示しております。

〔株式報酬制度に基づく交付予定株式のご説明〕

当社は、2018年度より、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下同じ。）等を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。候補者に対する本制度に基づく交付予定株式の数には、2019年6月1日に付与する予定のポイントに相当する当社株式の数に加えて、本制度において、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本制度の開始に伴い権利放棄された株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の目的となる株式数に応じて2018年10月1日に付与されたポイントに相当する当社株式の数も含めて記載しております。取締役に対する実際の株式交付は、退任時に行われる予定です。なお、本制度に基づく交付予定株式にかかると議決権は、当該各候補者に将来交付されるまでの間、行使されることはありません。また、当該交付予定株式の30％に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却された上で、その売却代金が給付される予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役山本幸利氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、候補者の指名にあたりましては、専門分野における豊富な経験と識見等を有し、経営の監督とチェック機能を期待できること等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

やまもと ゆきとし
山本 幸利

(1951年11月23日生)

現在の当社における地位 **常勤監査役**

再任

略歴、地位および重要な兼職の状況

1974年 4月	当社入社	2013年 4月	当社常務執行役員 当社管理本部副本部長 兼 総務人事部長
2007年 4月	当社東京本店技術1部長 兼 品質・環境部長 兼 安全部長	2014年 4月	当社経営管理本部副本部長 兼 総務人事部長
2011年 4月	当社総務本部人事部長	2015年 4月	当社顧問
2012年 4月	当社執行役員	2015年 6月	当社常勤監査役 現在に至る



所有する当社株式

25,656株

監査役在任期間
(本総会終結時)

4年

取締役会出席状況

**12/12回
(100.0%)**

監査役会出席状況

**13/13回
(100.0%)**

監査役候補者とした理由

山本幸利氏は、当社における施工、技術行政等技術全般、および総務人事等の管理全般に関する識見を活かすことにより、引き続き、経営の監督とチェック機能を期待できるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者が所有する当社の株式数には、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

以上

I. 企業集団の現況に関する事項

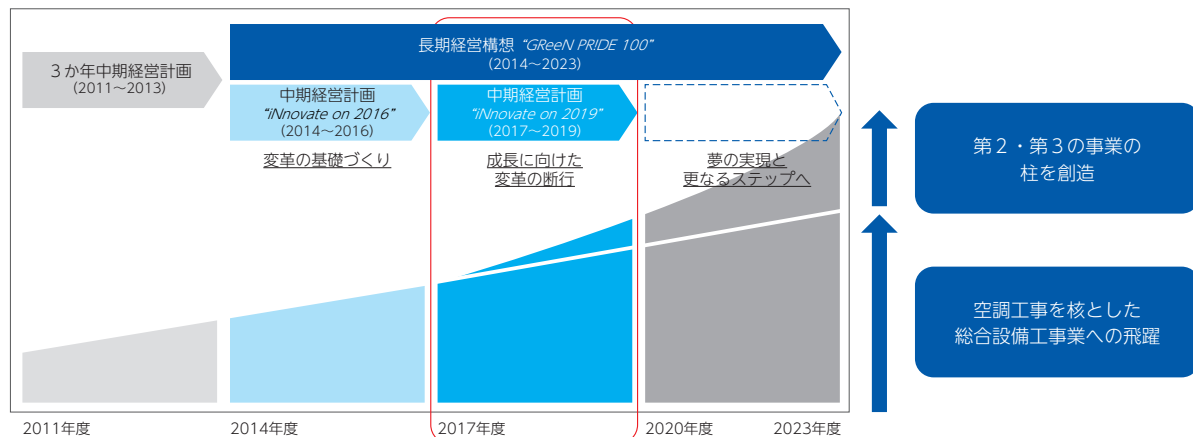
1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内の各種政策効果を背景として、企業収益は高水準を維持し、雇用・所得環境の着実な改善や設備投資に増加の動きが見られるなど、国内景気は緩やかな回復基調が継続しました。

建設業界および当社関連の空調業界におきましては、大都市圏を中心とした大型再開発案件の本格的な進展に加え、製造業・非製造業ともに生産能力増強等に向けた投資が活発化するなど、建設需要は引き続き堅調である一方、資機材・労務費は上昇し、施工従事者の不足が顕著となるなど、事業運営に慎重な取組姿勢と生産性向上が求められる状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社は「利益重視の徹底」「グループ総合力の発揮」を基本方針とする3か年グループ中期経営計画“iNnovate on 2019 just move on!”への取り組みを、2017年度より開始しました。当社グループは、本計画期間において、AIやIoTなどの先端技術を活用したエンジニアリング力の発揮により、高い付加価値を提供する「工事＋ソリューションのハイブリッド型ビジネスへの転換」を実現すべく、鋭意取り組んでおります。

中期経営計画“iNnovate on 2019 just move on!”について



中期経営計画 重点取組事項

1 現場力の強靱化

2 グループ連携の強化

3 国際事業の再構築

4 非請負・非下請工事業への進出

5 新サービスの創造

6 ワークライフバランスを実現する職場環境の構築

7 多様な人財の育成

8 変革への投資と経営基盤の強化

GReeN PR!DE 100



重点取組事項	2018年度の成果
①現場力の強靱化	・業務負荷低減を目的に施工現場業務を一部アウトソーシング化 ・組織営業とマーケティング機能強化による営業戦略のレベルアップ ・iPadやApple Watch等のITツール活用による業務効率向上
②グループ連携の強化	・更なる連携強化に向けたグループ会社間の課題抽出と対策実行 ・グループ間の連携強化を促進する人材交流の実施
③国際事業の再構築	・現地パートナーシップの再構築と新規パートナー企業の発掘 ・現地法人の収益安定化と地域特性を踏まえたビジネスモデル検討
④非請負・非下請工事業への進出	・FMソリューション提供によるメンテナンス業務と改修工事の獲得 ・SIS事業（水産物高鮮度流通向け海水シャーベットアイス）による新たな顧客からの受注獲得
⑤新サービスの創造	・IoTカメラと機械学習によるメーター自動読み取りクラウドサービス「Lilz Gauge」の共同開発実施 ・新研究開発拠点となる「イノベーションセンター」の建設着手
⑥ワークライフバランスを実現する職場環境の構築	・産業医および保健師のサポート体制構築による職場環境での健康管理体制の整備
⑦多様な人材の育成	・営業員、技術員のキャリアプランの体系化と多様な人材の活躍を支える「新人事制度」の導入
⑧変革への投資と経営基盤の強化	・環境調査分析会社の新たなグループ会社化 ・SDGsの浸透を図り、事業戦略との関連付けに着手

このように、中期経営計画達成のための戦略につきましては、一定程度の成果を得ることができました。

これらの結果、中期経営計画2年目となる当連結会計年度の業績は、事業環境の好転や収益力向上への取り組み等が奏功し、経常利益は、2018年5月に上方修正した中期経営計画最終年度目標である185億円に迫る結果となりました。

なお、本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結業績ハイライト

■ 受注高

3,338億87百万円

前年度比
15.7%
増

■ 売上高

3,198億34百万円

前年度比
10.3%
増

■ 繰越高

2,442億71百万円

前年度末比
6.1%
増

■ 営業利益

172億19百万円

前年度比
5.2%
増

■ 経常利益

183億59百万円

前年度比
5.1%
増

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

126億09百万円

前年度比
6.8%
増

(1) 事業種類別の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

事業の種類	前連結会計年度末 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	当連結会計年度末 繰越高
設備工事事業	229,036	327,272	312,964	243,344
設備機器の製造・販売事業	1,182	6,457	6,713	927
その他	—	156	156	—
合計	230,218	333,887	319,834	244,271
(うち国際(海外))	(24,851)	(50,871)	(47,360)	(28,362)
(うち保守・メンテナンス)	(2,860)	(22,956)	(23,632)	(2,184)

(注) 1. 記載金額は、事業の種類間の内部取引を消去しております。

2. 国際事業の売上高は、前連結会計年度を0.04%上回る473億60百万円となりました。保守・メンテナンス事業の売上高は、前連結会計年度を3.4%上回る236億32百万円となりました。

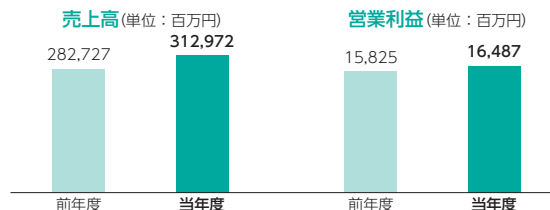
(2) 事業種類別の業績

各事業の状況は、次のとおりとなりました。

なお、記載金額は、事業の種類間の内部売上高等を含めております。

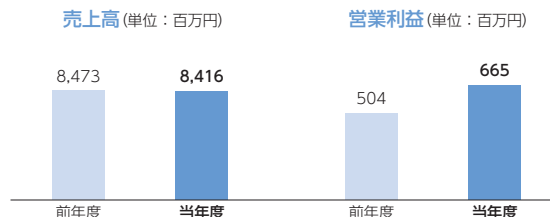
(設備工事業業)

売上高は前連結会計年度を10.7%上回る3,129億72百万円となり、営業利益は前連結会計年度を4.2%上回る164億87百万円となりました。



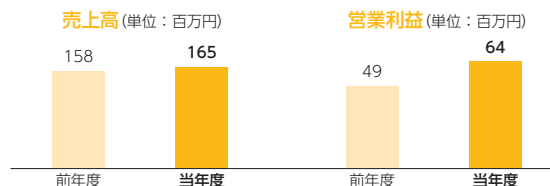
(設備機器の製造・販売事業)

売上高は前連結会計年度を0.7%下回る84億16百万円となり、営業利益は前連結会計年度を31.9%上回る6億65百万円となりました。



(その他)

売上高は前連結会計年度を4.6%上回る1億65百万円となり、営業利益は前連結会計年度を31.2%上回る64百万円となりました。



2. 資金調達の状況

当連結会計年度中は、社債または株式の発行等による資金調達は行っておりません。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は39億63百万円であり、その主なものは当社（事業の種類「設備工事業業」）における賃貸用不動産の取得および新技術研究所建設のための投資であります。

4. 重要な組織再編等

該当事項はありません。

5. 財産および損益の状況

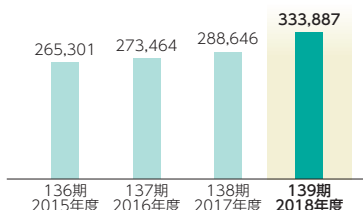
(1) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

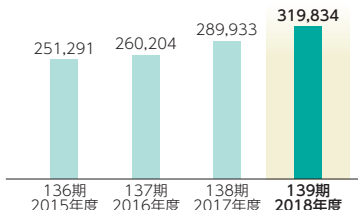
区 分	第136期 2015年度	第137期 2016年度	第138期 2017年度	第139期 2018年度 (当連結会計年度)
受注高	265,301	273,464	288,646	333,887
売上高	251,291	260,204	289,933	319,834
営業利益	9,289	12,383	16,362	17,219
経常利益	10,602	13,427	17,461	18,359
親会社株主に帰属する当期純利益	6,650	8,665	11,804	12,609
1株当たり当期純利益 (円)	89.40	117.83	160.41	173.29
総資産	223,267	233,426	264,062	279,743
純資産	104,613	111,574	124,484	126,208

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。なお、「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首より適用しており、2017年度以前に係る企業集団の財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
2. 当社においては、請負工事に係る収益の計上基準について、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号）を適用しております。
3. 当連結会計年度中に「役員報酬 B I P 信託」を設定しており、当該信託が保有する当社株式を連結貸借対照表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する株式を、1株当たり当期純利益の算定上、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。

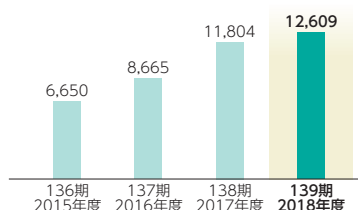
受注高 (単位：百万円)



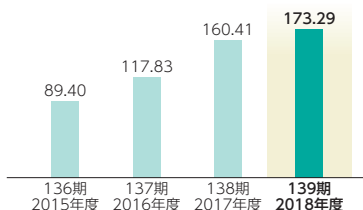
売上高 (単位：百万円)



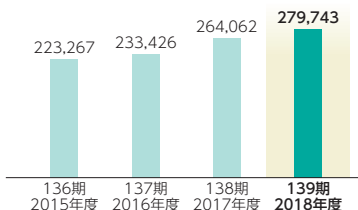
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



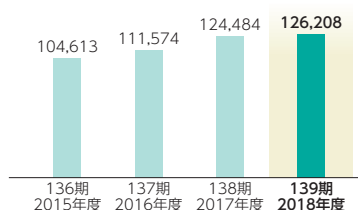
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



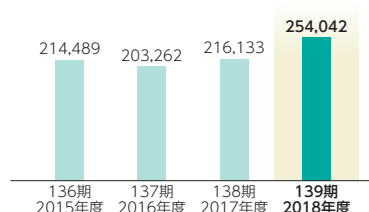
(2) 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

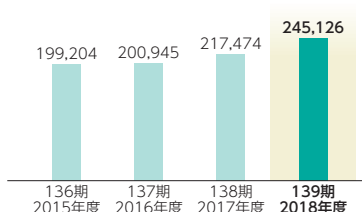
区 分	第136期 2015年度	第137期 2016年度	第138期 2017年度	第139期 2018年度 (当事業年度)
受注高	214,489	203,262	216,133	254,042
売上高	199,204	200,945	217,474	245,126
営業利益	8,129	11,527	13,570	14,225
経常利益	9,206	12,703	15,023	15,850
当期純利益	5,804	8,606	10,306	11,366
1株当たり当期純利益 (円)	77.75	116.60	139.53	155.64
総資産	196,905	204,216	227,959	240,694
純資産	92,175	99,565	108,806	109,375

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。なお、「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首より適用しており、2017年度以前に係る当社の財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
2. 請負工事に係る収益の計上基準については、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号）を適用しております。
3. 当事業年度中に「役員報酬B I P信託」を設定しており、当該信託が保有する当社株式を貸借対照表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する株式を、1株当たり当期純利益の算定上、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。

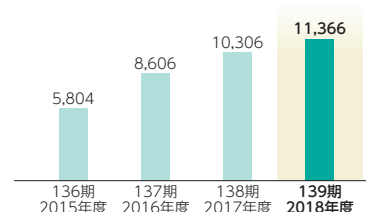
受注高 (単位：百万円)



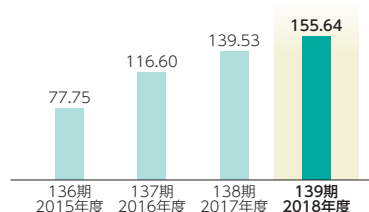
売上高 (単位：百万円)



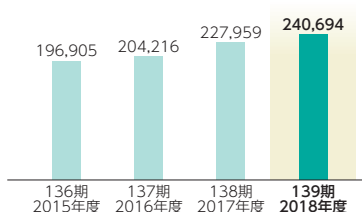
当期純利益 (単位：百万円)



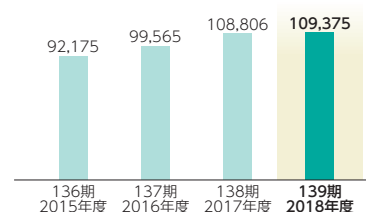
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



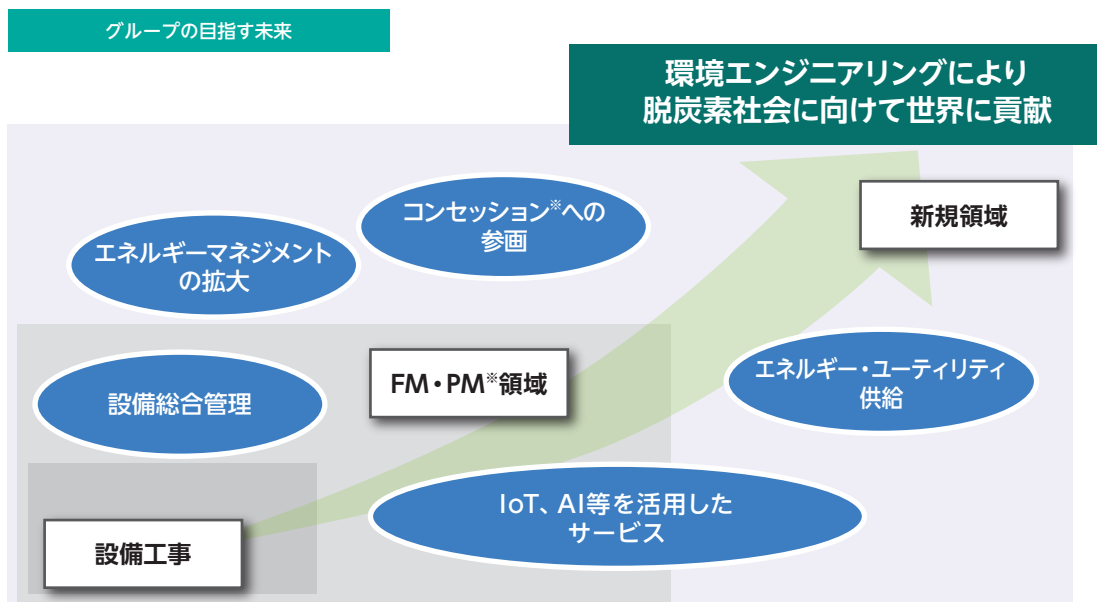
6. 対処すべき課題

当社グループにおきましては、東京オリンピック・パラリンピックの関連需要の本格化による繁忙期およびその開催後を見据えるとともに、国際事業や環境ソリューション事業など中長期的な視点からの経営資源投入が重要課題となっております。また、IoTによる事業領域の拡大、快適・健康環境ニーズの増大、海外における都市・インフラ投資の勃興やメンテナンス・管理運営の需要拡大など、新たな成長機会や有望な市場が存在しており、未来への変革が必要と考えております。

このため、国内では、技術力・営業力の強化として、当社グループの強みを活かしたFM・PM事業の拡大、地域ごとの最適なパートナーとの共存共栄体制の強化、高砂技塾など教育組織を活用した技能工確保と技術伝承、BIMを中核とした施工管理等の業務支援システムおよび基幹業務システム再構築による業務の高度化、電気・衛生・内装・什器・通信のワンストップ体制構築の加速化、IoT、AI等を活用した情報処理プラットフォーム構築と新サービス推進など、各種の取り組みを展開しております。

海外におきましても、国際事業の再構築および経営基盤強化に取り組むとともに、事業領域の拡大を図っております。引き続き、現地における事業強化として、ナショナルスタッフの技術力強化、マネジメント人財の育成、リスク管理の徹底を進めるとともに、最適な現地パートナーとの協働を推進し、現地に根差した経営に取り組んでまいります。

経営基盤強化の面では、雇用環境の整備や多様な人財の活躍を支える新人事制度の導入と働き方の改革に取り組むほか、グループ総合力強化のため、グループ会社間の人事交流の促進を図っております。また、新技術・新事業を生み出す仕組みの構築として、イノベーションセンターを設立し、マーケティング、研究開発、インキュベーションの各機能を一体化することにより事業創造を推進してまいります。



(注) FM(ファシリティマネジメント)とは施設の企画運営・管理業務、PM(プロパティマネジメント)とは不動産の経営管理業務をいい、コンセッションとは公共施設等の所有権を公的機関に残したまま民間事業者が運営を行う方式をいいます。

中期経営計画 重点取組事項	2019年度の取り組み
①現場力の強靱化	・地域毎に最適なパートナーとの提携等による事業基盤の強化・構築 ・高砂技塾を中心とした、現場施工力の強化 ・建設現場の業務負荷軽減に繋がる体制の構築
②グループ連携の強化	・事業拡大・利益の拡大につながるグループ相互支援体制の整備 ・グループ会社間での事業シナジーの創出
③国際事業の再構築	・現地パートナーとの提携等による事業基盤の強化・拡大
④非請負・非下請工事業への進出	・FM事業が目指すビジネスプラン、事業モデルの明示と展開 ・当社グループの強みを活かしたFM・PM事業の拡大 ・省エネルギー、エネルギーマネジメント事業でのストックビジネスへの参入
⑤新サービスの創造	・イノベーションセンターを中心とした新事業・新サービスの創造 ・IoT・AI プラットフォームの実運用に向けた開発と運用体制の構築
⑥ワークライフバランスを実現する職場環境の構築	・多様な人財の活躍を支える人事制度の構築 ・ワークライフバランスを実現する職場環境の構築
⑦多様な人財の育成	・若手社員の早期育成と業務支援資料の整備・発展 ・営業職人財の役割基準・育成ツール整備とキャリアプランの体系化 ・グローバル化推進にむけた国内外の人事ローテーション実施
⑧変革への投資と経営基盤の強化	・基幹システム等のIT活用による業務の高度化 ・BIMを中核とした業務支援システムの構築と業務効率化 ・M&Aによる経営基盤の強化 ・不動産開発事業の推進 ・PFI事業・コンセッション方式等への参画

投資・財務戦略

成長に向けた投資として、M&A、グローバル化の加速、情報処理プラットフォーム等のIT基盤強化、新事業の創造推進、経営基盤強化といった5つのテーマに対して、中期経営計画が終了する2019年度までに350億円の投資を予定しております。また、財務戦略につきましては、健全性を維持しつつ成長に向けた投資を実践し、資本効率の向上を図ります。

株主還元

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付け、収益性と資本効率性を高めつつ、安定した配当を行うことを基本方針として、連結配当性向30%を配当の基準とし、かつ連結純資産配当率(DOE)2%を下限に配当を実施してまいります。

また、当社は配当と自己株式の取得を合わせた総還元の考えを有しており、大型の資金需要がない場合等は、自己株式取得等を含めた総還元性向を意識して、株主還元を推進してまいります。

持続可能な社会の実現に向けて

当社グループは、CSRを経営の根幹に位置づけ、社会との調和を追求するとともに、持続可能な社会の実現に貢献していくことを基本姿勢としております。

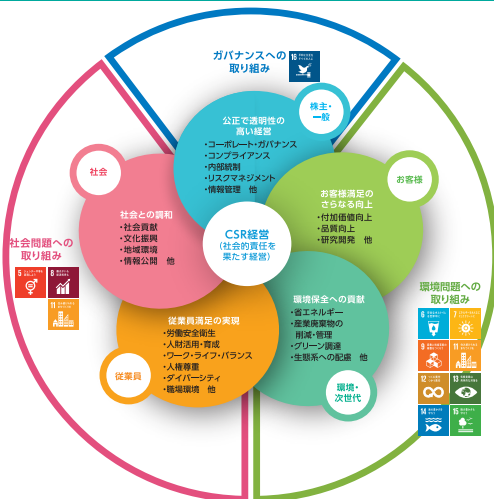
引き続き、法令遵守およびコーポレート・ガバナンス態勢の強化をはじめ、BCP（事業継続計画）や森林づくりを通じた環境保全活動や公益事業等、ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮し、積極的に取り組んでまいります。

国際社会共通のビジョンであるSDGs(持続可能な開発目標) に対ししましても、「環境エンジニアリングにより脱炭素社会に向けて世界に貢献」することを通じて積極的な役割を担うことが、当社グループの持続的な発展に結びつくものと考えております。

また、国際連合が提唱する「国連グローバル・コンパクト」に署名し、2018年6月29日付で参加企業として登録されました。「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野からなる10原則を支持し、当社グループが「社会の良き一員」として行動し、持続可能な社会の実現に向けて貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

CSR経営とSDGsとの関連性について



「国連グローバル・コンパクト」に参加



当社の推進計画【SDG Compass (SDGsの企業行動指針)】



出典：GRI,国連グローバル・コンパクト,WBCSD「SDG Compass」(GCNJ,IGES訳)より一部抜粋、加工

7. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

セグメント	主な事業
設備工事事業	空調設備の技術を核とした一般設備と産業設備の設計・施工、保守等
設備機器の製造・販売事業	空調機器等の設計・製造・販売
その他	不動産の売買・賃貸、保険代理店等

8. 主要な事業所（2019年3月31日現在）

会社名	主要な事業所
当 社	本社・東京本店・エンジニアリング事業部（東京都）
	横浜支店（神奈川県）
	大阪支店（大阪府）
	関信越支店（埼玉県）
	名古屋支店（愛知県）
	東北支店（宮城県）
	九州支店（福岡県）
	札幌支店（北海道）
	広島支店（広島県）

子会社については、25頁の「Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項 10. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

9. 従業員の状況（2019年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
設備工事事業	5,596	168名増
設備機器の製造・販売事業	283	16名増
その他	33	14名増
合 計	5,912	198名増

(2) 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
2,051	26名増	42.1	16.6

（注）企業集団および当社の従業員数の増加は、(株)清田工業を新たに連結の範囲に含めたこと、および業務拡大に伴う採用の増加によるものであります。

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
高砂丸誠エンジニアリングサービス(株)	419百万円	100.0	設備の保守メンテナンス、設備総合管理
高砂建築工程（中国）有限公司	50,367千人民元	100.0	建築および建築設備工事の請負
タカサゴシンガポールPte. Ltd.	5,578千シンガポールドル	100.0	クリーンルーム・ユーティリティ・ 空調・電気・衛生・消火設備工事の コンストラクションマネジメント・設計・施工
高砂熱学工業（香港）有限公司	81,000千香港ドル	100.0	空調・衛生・電気設備工事の設計・施工
タカサゴベトナムCo., Ltd.	138,078百万ベトナムドン	100.0	空調・換気・給排水・衛生・電気設備工事 および建築工事の設計・施工ならびに 機器・材料の仲介
タイタカサゴCo., Ltd.	20,000千タイバーツ	49.0	空調・衛生・電気設備工事・ クリーンルームおよび建築工事の設計・施工
T.T.E.エンジニアリング （マレーシア）Sdn. Bhd.	1,000千マレーシアリングギット	30.0	空調・衛生・電気設備工事および建築工事 の設計・施工
タカサゴエンジニアリング メキシコ,S.A.de C.V.	125百万メキシコペソ	99.9	空調・衛生・電気設備工事および建築工事 の設計・施工ならびに機器・材料の仲介
インテグレートッド・ クリーンルーム・ テクノロジーズPvt. Ltd.	51百万インドルピー	57.0	製薬会社や病院等のクリーンルーム向け関 連機器・内装材の製造・販売・取付
日本ピーマック(株)	390百万円	100.0	空調機器等の設計・製造・販売
(株)清田工業	50百万円	51.0	空調・衛生工事の調査・設計・管理・施工
日本開発興産(株)	50百万円	100.0	不動産の売買・賃貸、保険代理店等

- (注) 1. 連結子会社は、上記に高砂丸誠エンジニアリングサービス(株)の完全子会社である(株)丸誠サービスおよびTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.を加えた14社であります。
2. タイタカサゴCo., Ltd.およびT.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.は、当社の出資比率が100分の50以下となっておりますが、実質的に支配しているため子会社としております。
なお、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.については、当社は、その株主（出資比率100分の70）であるTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.の株主に対して貸付けを行っていること等から、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.を実質的に支配していると判断しております。
3. 当連結会計年度において、(株)清田工業の普通株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
4. 重要な子会社としておりました日本フロード(株)は、その事業のうち、商品等の一部事業を当社に、他の事業を連結子会社である高砂丸誠エンジニアリングサービス(株)に2017年4月以降それぞれ譲渡し、当連結会計年度中に清算が終了いたしました。
5. 2019年3月8日付で高砂建築工程（北京）有限公司は、高砂建築工程（中国）有限公司へ社名変更しております。
6. 当社の出資比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

11. 主要な借入先および借入額（2019年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
(株)三菱UFJ銀行	2,181
(株)みずほ銀行	1,995
(株)三井住友銀行	1,603

(注) 借入先には当該借入先の関係会社を含めております。

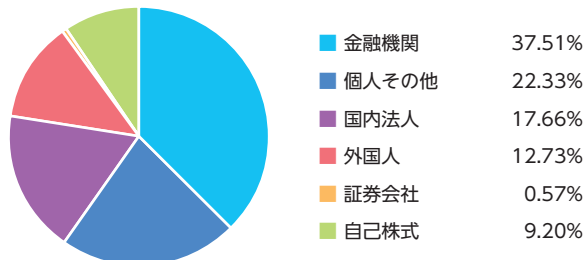
Ⅱ. 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 200,000,000株

2. 発行済株式の総数 72,428,139株
(自己株式 7,337,629株を除く)

3. 株主数 5,605名
(前事業年度末比 207名減)

株式の所有者別分布状況 (ご参考)



4. 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本生命保険 (相)	4,560	6.29
第一生命保険(株)	4,231	5.84
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,250	4.48
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	3,220	4.44
高砂熱学従業員持株会	3,207	4.42
高砂共栄会	2,474	3.41
(株)三菱UFJ銀行	2,346	3.23
(株)みずほ銀行	2,177	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	1,069	1.47
(株)京王閣	1,016	1.40

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (7,337千株) を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 自己株式には、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式 (544,700株) は含まれておりません。

5. その他株式に関する重要な事項

(役員報酬 B I P 信託)

当社は、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。）、当社の一部の連結子会社3社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とした、株式報酬制度（役員報酬 B I P 信託）を導入しております。

2019年3月31日現在において、役員報酬 B I P 信託の所有する当社株式は、544,700株であります。

(自己株式の消却)

2019年2月8日の当社取締役会決議により自己株式を消却いたしました。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 消却した株式の種類および数 | 普通株式 3,000,000株 |
| ② 消却した日 | 2019年2月28日 |

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

株式報酬制度（役員報酬 B I P 信託）の導入に伴い、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）、委任契約を締結している執行役員ならびに当社の一部の連結子会社3社の取締役（社外取締役を除く。）において権利放棄され、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄された新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを株式報酬制度（役員報酬 B I P 信託）において付与しております。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
大内 厚	代表取締役会長 社長執行役員	—
高原 長一	代表取締役 専務執行役員 国内事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当 兼 国内関係会社担当 兼 開発事業推進部担当	—
松浦 卓也	取締役 専務執行役員 営業統括	—
田淵 潤	取締役 常務執行役員 国際事業統括本部長 兼 海外関係会社担当	—
原 芳幸	取締役 常務執行役員 コーポレート本部長 兼 経営企画部長 兼 経営戦略担当 兼 コンプライアンス担当	—
山分 弘史	取締役 常務執行役員 事業革新本部長 兼 事業革新本部イノベーションセンター長 兼 技術担当 兼 新規事業開発担当 兼 環境ソリューション事業推進部担当	—
松永 和夫	社外 独立 取締役	ソニー株式会社社外取締役 橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役 三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長
数中 三十二	社外 独立 取締役	三菱電機株式会社社外取締役 株式会社小松製作所社外取締役
藤村 潔	社外 独立 取締役	T D K 株式会社社外監査役
近藤 邦弘	常勤監査役	—
山本 幸利	常勤監査役	—
伊藤 鉄男	社外 独立 監査役	ユニゾホールディングス株式会社社外監査役 旭化成株式会社社外監査役 石油資源開発株式会社社外取締役 西村あさひ法律事務所オブカウンセル
瀬山 雅博	社外 独立 監査役	グリー株式会社常勤社外監査役
藤原 万喜夫	社外 独立 監査役	—

- (注) 1. 取締役の松永和夫氏、数中三十二氏および藤村潔氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

- 取締役の松永和夫氏、数中三十二氏および藤村潔氏、監査役の伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされております。
- 取締役の松永和夫氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
- 取締役の数中三十二氏は、2012年4月から当社社外取締役に選任される2014年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
- 取締役の藤村潔氏は三菱商事㈱の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.13%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
- 監査役の瀬山雅博氏は松下電器産業㈱（現 パナソニック㈱）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.83%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
- 監査役の藤原万喜夫氏は東京電力㈱（現 東京電力ホールディングス㈱）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および電力の使用等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.04%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
- 当事業年度中の新任取締役
藤村潔氏は、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
- 当事業年度中の退任取締役
内野馬氏は、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数（名）	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額				摘 要
			基本報酬 （百万円）	賞与 （百万円）	株式報酬型 ストックオプション （百万円）	株式報酬 （百万円）	
取締役 （社外取締役を除く）	6	343	222	57	4	58	第130回定時株主総会決議による 取締役の報酬限度額550百万円 （1事業年度）
社外取締役	4	36	36	-	-	-	
監査役 （社外監査役を除く）	2	47	47	-	-	-	第138回定時株主総会決議による 監査役の報酬限度額120百万円 （1事業年度）
社外監査役	3	44	44	-	-	-	
合 計	15	472	351	57	4	58	

- （注）1. 上記の取締役および監査役の支給人数には、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 上記の株式報酬型ストックオプションの額は、当事業年度において株式報酬費用として計上した額であります。
3. 上記の株式報酬の額は、役員報酬BIP信託制度のもとで当事業年度において株式給付引当金繰入額として計上した額であります。
4. 当社は、2018年10月1日に株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、株式報酬制度である役員報酬BIP信託を導入しております。かかる制度移行に際し、当社取締役（社外取締役を除く。）のうち過去に割り当てを受けた未行使のストックオプションを保有しその権利放棄を行ったものを対象に、当該ストックオプションの目的となる株式に相当する株式交付ポイント（86,100株相当）を当該ストックオプションからの移行分として付与しております。当該移行分の株式交付ポイントは、移行前のストックオプションの報酬額の開示が行われているため、上記の報酬の金額に含んでおりません。
5. 役員報酬BIP信託は、第130回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額550百万円とは別枠であります。

3. 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。なお、当事業年度の委員構成は、代表取締役会長社長執行役員、代表取締役専務執行役員、および社外取締役3名の計5名でありました。

当社の取締役の報酬等は、基本報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションに代えて新たに導入した信託型株式報酬制度（役員報酬B I P信託）により構成されております。

基本報酬の額は各取締役の役位に応じて決定されます。なお、社外取締役を除く取締役の基本報酬の額は、内規に基づく当社株式の取得を考慮しており、基本報酬から役員持株会に拠出することを通じて、役位に応じた数の当社株式の取得に努めることとしております。

賞与の個人別支給額は、単年度業績目標達成等への士気向上を目的に、各取締役の業績や職務、貢献度等を総合的に勘案し決定いたします。また、株式報酬制度（役員報酬B I P信託）は、取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、各取締役の役位に応じて決定いたします。社外取締役に対する賞与および株式報酬制度（役員報酬B I P信託）はございません。なお、取締役の報酬等については、当社の事業を中長期的に成長させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上していくことを目的として、コーポレート・ガバナンスを巡る動向や外部専門機関による調査データ、他社の報酬水準等を考慮の上、健全なインセンティブ（動機付け）の一つとして機能する報酬制度とする方針とし、基本報酬、短期（年次）インセンティブとしての賞与および中長期インセンティブとしての株式報酬制度（役員報酬B I P信託）について、当該方針を考慮した構成割合にしております。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与および株式関連報酬はございません。

4. 社外役員に関する事項

(1)重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

28頁の「Ⅳ. 会社役員に関する事項 1. 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(2)当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	松永 和夫	取締役会： 12回中12回	主に行政分野における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、指名報酬委員会委員を務めました。
取締役	藪中 三十二	取締役会： 12回中12回	主に行政分野における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、指名報酬委員会委員を務めました。
取締役	藤村 潔	取締役会： 10回中10回	三菱商事株式会社の取締役およびCIOにおける豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、指名報酬委員会委員を務めました。
監査役	伊藤 鉄男	取締役会： 12回中 9回 監査役会： 13回中12回	主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	瀬山 雅博	取締役会： 12回中12回 監査役会： 13回中13回	松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）の海外関係会社社長および監査役における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	藤原 万喜夫	取締役会： 12回中12回 監査役会： 13回中13回	東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）の取締役および監査役等における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。

(注) 藤村潔氏は、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会の出席状況を記載しております。

(3)責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月29日開催の第126回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する規定を設けており、また、「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）が2015年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、2015年6月26日開催の第135回定時株主総会において定款を一部変更し、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、必要に応じて、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は、現在の社外取締役3名および社外監査役3名との間で責任限定契約を締結しております。

当該規定に基づき当社が各社外取締役および各社外監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月29日開催の第126回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人との責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現時点では会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	72百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

- (注) 1. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容および報酬見積もりの算出根拠、従前の事業年度における当該会計監査人の職務執行状況、取締役その他社内関係部署の意見に鑑み、相当と判断し、同意しております。

4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、新基幹システムに関わる内部統制事前評価業務を委託し対価を支払っております。

当社および当社の重要な連結子会社のうち、高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社および日本ピーマックス株式会社は、当社の会計監査人に対して財務調査業務等を委託し対価を支払っております。

5. 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、高砂建築工程（中国）有限公司、タカサゴシンガポールPte. Ltd.、高砂熱学工業（香港）有限公司、タカサゴベトナムCo., Ltd.、タイタカサゴCo., Ltd.、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.、タカサゴエンジニアリングメキシコ,S.A.de C.V.およびインテグレートッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が存するときには、必要に応じて、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2015年4月17日開催の取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。なお、従前の「業務の適正を確保するための体制」からの主な変更点は、2014年会社法改正も踏まえ、①グループ内部統制に関する体制、および②監査役の監査環境整備に関する体制をより充実させたこと等であります。また、2017年3月24日開催の取締役会において、同年4月以降、企業倫理委員会とリスク管理委員会を統合し、リスク・コンプライアンス委員会に改組することを決議しております。

体制の概要	当期における運用状況の概要
1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
① コンプライアンス担当役員を任命するとともに、推進部署であるコンプライアンス室を設置し、相談・通報窓口など内部通報制度の適切な運営を図るとともに、重要な推進テーマに対してはコンプライアンス・プログラムを設定し、これらをコンプライアンス委員会にてP D C A管理するなど、コンプライアンスの実践・向上に期する体制確保に努めます。	コンプライアンス委員会を5回開催し、企業倫理の徹底を図るとともに、コンプライアンス室からのコンプライアンスに関する情報の発信、相談・通報窓口の周知を図るなど、コンプライアンス体制を整備し、推進しております。
② 当社グループの役職員の基本的な行動基準を示したグループ行動指針を制定し、かかる役職員全員に配付し、また、取締役および使用人の各層、各業務に応じ、コンプライアンスに関する研修等を継続的に実施するなどして、コンプライアンスの徹底を図ります。	グループ行動指針を小冊子にまとめ、役職員に配付して各人・各職場で周知と活用に努めるなどのほか、個別のテーマではeラーニングや支店巡回などでの研修・指導を展開しております。グループ行動指針に基づき、全役職員を対象としたeラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、独占禁止法違反再発防止策の徹底および風化・形骸化防止に努めるとともに、契約書の法的チェックなどの勉強会等を実施いたしました。また、内部通報制度の周知による利用促進を図るなど、日常業務におけるP D C A活動によるコンプライアンスの徹底に取り組みました。
③ 当社外の分野での豊富な経験や識見を有する社外取締役を選任し、業務執行に対する多様な視点からの指導・監督を強化いたします。	12回開催した取締役会においては、取締役の職務執行の適法性および適正性等を確保するために、当社から独立した社外取締役が出席し、独立した立場から当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、引き続き、経営の監督とチェック機能の強化に努めております。来期はさらに社外取締役を増員することとしております。

体制の概要	当期における運用状況の概要
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制	
取締役会をはじめとする重要な会議の記録、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報について、文書管理に関する社則に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存および管理を行います。 また、情報セキュリティ基本方針を定め、これを周知して、情報漏洩防止の徹底に努めます。	取締役会をはじめとする重要な会議の記録、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報につきまして、文書または電磁的媒体に記録するとともに、保存および管理を行っております。また、情報セキュリティ方針を周知するとともに、情報漏洩対策の徹底に取り組みました。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
① リスク管理規程を定め、全社的なリスクマネジメントを推進するため、管理・営業・技術部門を含む部門横断的なリスク管理委員会を設置し、主要関係会社を含めたリスクの洗い出し・評価と重要なリスクへの対策を行うことを通じて、未然防止およびリスク縮減活動を推進しております。	リスク管理については、リスク管理規程に則り、リスク管理委員会を5回開催し、リスクの洗い出しを行った上で、リスク度に応じ対象となるリスクの低減策に関しPDCA管理を行い、リスク顕在化の未然防止を図る体制を整備・運営しております。
② 危機管理規程を定め、重大なリスクが顕在化した場合には、迅速かつ適切な対応を行う全社的な危機管理会議を招集・開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備します。	危機管理規程を定め、不測の事態においても的確に対応できる体制を整備・運営しております。
③ 大規模災害に対応した事業継続計画を定め、定期的な訓練を通じて計画を見直し実効性を高めるなど、緊急事態の発生に対する事業継続力の向上を図ります。	定期的にBCP（事業継続計画）を見直し、各支店との綿密な連携の上で実効的な訓練の実施による震災等の対応力の強化を図っております。
④ 品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の機能別リスクについては、前述のリスク洗い出し・評価において、対応する部門を定め、適切なリスク管理体制を整備します。	機能別リスクについては、対応する部門を定めるとともに、定期的に経営への影響度や発生の可能性を評価し、適宜、予防方法および対処方法を図るなど、適切なリスク管理体制に努めております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
① 取締役会の傘下に社長を議長とする経営会議の設置、および執行役員制度の導入により経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ効率的な経営を推進します。	取締役会の運営体制の見直しの一環として、金銭的に軽微な財産または譲受など一定程度の事項について委任された経営会議で、常勤監査役も参加の上、迅速かつ効率的な執行を展開するとともに、重要な案件については、適宜、取締役会に報告しております。
② 意思決定の迅速化や業務執行などの経営の効率化を図るため、業務分掌規程、職務権限規程、決裁基準などの規程を整備し、適宜見直しを行います。	社内組織の変更、業務分掌規程および職務権限規程などの各種規程、決裁基準等は、都度見直し改正し、速やかな事業戦略の展開を図るべく体制を整備し、運営しております。

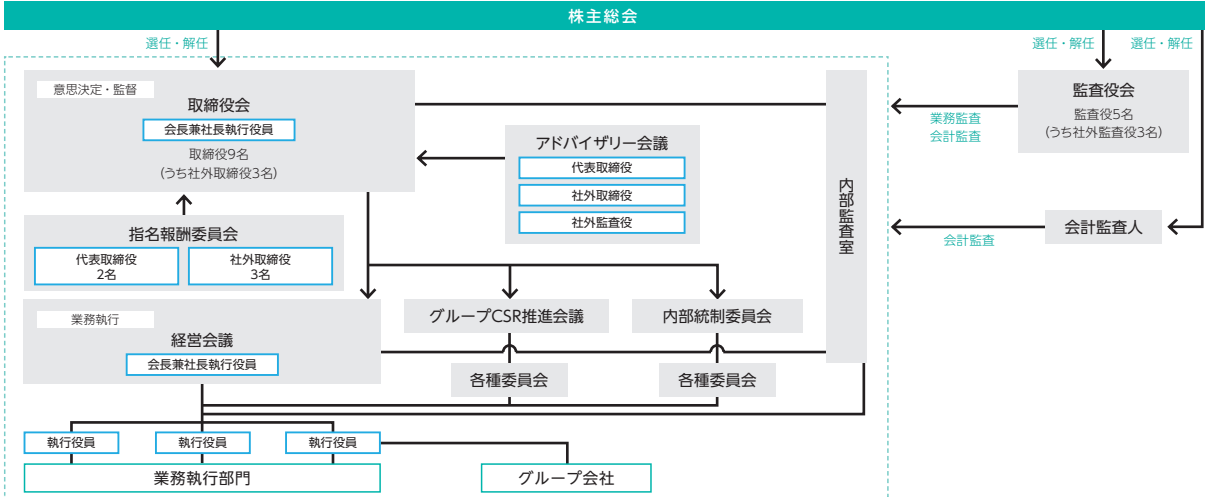
体制の概要	当期における運用状況の概要
5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制	
① 子会社における経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、当社内に経営管理の所管部を置き、重要事項についての協議および報告ルールを関係会社管理規程に定めるなど経営管理体制を整備しております。 すなわち、子会社における一定の重要な事項については、当社と事前協議を行い当社の承認を得ることとしております。また、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ報告を求めています。 さらに、定期的に、当社経営陣および子会社社長が出席する会議を開催し、業務の適正を確保してまいります。なお、リスクが顕在化した場合には、子会社に対し、当社窓口部門への速やかな報告を求めています。	当社の国内グループ会社社長が出席するグループ経営会議を3回開催し、当会議を通じ、適宜、グループ会社および当社国内関連事業部から報告を受けております。国際事業については、海外グループ会社社長が出席する海外グループ会社社長会議を4回開催するとともに、適宜、海外グループ会社および当社国際事業統括本部から報告を受けております。 特に、グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または経営会議規則その他関連規程に基づいて承認を受けることとしております。
② 当社と基本的な考え方を共有するため、基本的な行動基準を定めたグループ行動指針を定めるほか、子会社各社の社内規程を整備することにより、企業集団としてのリスク管理体制や危機管理体制、内部通報制度を含めたコンプライアンス体制を適切に運用しております。	各言語別のグループ企業倫理綱領を作成し社員に配付する等、グループ役職員の基本的な行動指針（規程）を国内外子会社にも展開し、当社（親会社）同様の周知・普及に努めております。また、定期的にリスク管理委員会およびコンプライアンス委員会で子会社のリスク管理・コンプライアンスの状況を把握・管理しております。内部通報制度では、各社における通報体制の整備のみならず、当社への直接の通報ルートも確保し運営しております。
③ 内部監査室による監査を実施するとともに、必要に応じて当社より取締役および監査役を派遣すること等を通じて子会社の適正な業務執行を監視します。	内部監査室は、業務全般について、適法性、妥当性および効率性の観点から内部監査を実施しております。また、各社へは当社従業員を役員等として派遣し、業務の適正確保に努めております。
④ 監査役は、子会社に対し、業務執行状況を定期的に監査します。	監査役は、子会社に対する実地監査を実施し、重要書類の確認、主要な役職員から業務執行状況のヒアリングを行っております。 また、国内グループ監査役会にて、グループ会社監査役から、監査方針、監査実績等について報告を受け、状況を把握しております。
⑤ 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な内部統制体制を整備します。	内部監査室は、経理財務部門と連携し、各グループ会社に対して財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査を実施して内部統制の体制を整備しております。

体制の概要	当期における運用状況の概要
6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	業務執行機能から独立した専任の使用人で構成した監査役室を設置し、監査役の職務における補助機能を果たします。また、監査役室での職務に従事する使用人に対する指揮命令権は監査役に属するものとします。このため、当該使用人に対する人事評価・異動・懲戒をはじめ、その他人事に関する事項は監査役と協議の上、当社運用ルールに則って運営します。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制	その他の監査役への報告に関する体制 取締役および使用人から監査役への報告事項については、監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社について、著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制とします。 また、取締役会ほか重要な会議への監査役の出席権限を確保し、日頃より監査役が執行状況を把握しやすいような体制をとります。
8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	監査役監査環境整備規程にて、前項の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう、規程により体制を整備・運用しております。
9. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項	監査役がその職務の執行について、所定の費用または債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払います。 また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保します。

体制の概要	当期における運用状況の概要
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
① 監査役会は、社外監査役にて、その過半を確保します。	監査役は5名で、うち3名は社外監査役であり、過半を確保しております。
② 監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会・経営会議等重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事務所の往査を実施します。 また、監査役は、代表取締役社長と定期会合を持ち、意見交換を行うことにより、相互の意思疎通を図ります。	監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事業所の往査を実施しております。 また、代表取締役と定期会合を持ち、意見交換を行うことにより、相互の意思疎通を図っております。
③ 監査役と内部監査室および会計監査人が、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行います。	監査役と内部監査室および会計監査人は、定期的に監査の状況について報告し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行っております。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況	
反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、グループ行動指針に反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定め、教育・研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備します。	グループ行動指針にて反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定めており、周知を徹底しております。 また、外部専門機関との連携を図り、実践的対応が可能な社内体制を整備・運用しております。

コーポレート・ガバナンス体制図（ご参考）

（2019年3月31日現在）



Ⅶ. 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、創業以来、「最高の品質創り、特色ある技術開発、人材育成」という経営理念に基づき、一般空調、工場空調、地域冷暖房施設、原子力関連の空調設備、除湿設備など「熱と空気に関するエンジニアリング」を中心とした建築設備工事業を営んでおり、これらについて、独自の技術によって安全かつ高品質なサービスを提供し続けることにより、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

そして、当社の企業価値の源泉は、①高い技術力・開発力を持つ個々の社員と個々の社員の能力に基づく最先端かつ独創的な技術力・開発力、②空調・熱源設備の施工業者として蓄積してきたノウハウや実績、③長年にわたり培ってきた事業会社などの顧客や高い施工能力を有する協力会社との信頼関係、および④顧客重視・現場重視の企業文化および健全な財務体質を継続的に維持することによる優良な顧客の開拓・維持などにあります。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そして、当社株式の大量買付を行う者が上記の当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを実現するために、2014年2月、2023年の創立100周年に向けた長期経営構想「GReeN PRIDE 100」を策定し、「ビルライフサイクルをフルカバーするワンストップサービスシステムの構築」「既存グローバル市場の攻略深化と新市場への進出・展開」「熱・エネルギーに関わる新たな事業領域・ストックビジネスへの進出」「高砂ドメインの技術に派生する新規事業の開発、起業」を成長戦略としております。2017年4月からの3か年は「成長に向けた変革の断行」をスローガンとする中期経営計画「iNnovate on 2019 just move on!」を策定し、「利益重視の徹底」「グループ総合力の発揮」の基本方針に基づき、引き続き長期経営構想の実現に向かって取り組んでおります。詳細につきましては、本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 6. 対処すべき課題」(21頁から23頁)に記載のとおりであります。

コーポレート・ガバナンスにつきましては、取締役の人数適正化・任期短縮を行うとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ機動的な経営を行うため、執行役員制度を導入しております。当社は、業務執行部門である取締役および執行役員が機動的な業務執行を行うこと、また、監査役、会計監査人および内部監査室が相互に連携をとり、実効性のある監査を行うことにより経営の透明性を高めております。

具体的には、取締役会の監督機能を強化すべく取締役9名のうち3名を、独立性を有する社外取締役とし、また、監査機能を強化すべく監査役5名のうち3名を、独立性を有する社外監査役としております。

2015年4月1日以降、会社法および関連法務省令の改正ならびにコーポレートガバナンス・コードの適用等を踏まえ、経営体制の整備、強化に取り組んでおります。更なる迅速かつ機動的な経営を行うとともに経営監督機能を強化するため、金額的に軽微な一定程度の事項については経営会議に委任しております。併せて、企業集団を横断した内部統制システムの充実強化を目的に、内部統制委員会を設置しております。また、当社は、任意の委員会として指名報酬委員会を設置しております。当該委員会は、客観性・透明性を高めるため委員の過半数となる3名が社外取締役で構成されており、委員会での審議を経て、取締役会の決議により取締役候補および監査役候補の指名、取締役の報酬等の決定、ならびに子会社の役員等の候補の指名を行っております。詳細につきましては、本事業報告「Ⅳ. 会社役員に関する事項 3. 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項」(30頁)に記載のとおりであります。取締役および監査役につきましては、弁護士等の社外専門家によるコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス等に関する研修、ならびに新任取締役候補および新任監査役候補は就任前に法令等に関する研修をそれぞれ受講するなど、研鑽に努めております。また、各取締役は、自己評価を行うとともに、代表取締役は、社外取締役および社外監査役で構成されるアドバイザリー会議において、直接、当該自己評価内容に関する指摘、意見を受けた後、取締役会全体の実効性について分析および評価を行っております。さらに、代表取締役および取締役は、機関投資家および個人投資家を対象に、決算・中期経営計画や会社に関する説明会等を通じて株主との建設的な対話に努めております。このほか、株主の視点に立ち、株主総会における権利行使にかかる適切な環境整備に取り組んでおります。

当社は、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと捉え、実効的なコーポレート・ガバナンスの実践を通じて、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

3. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2. に記載した企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針の実現に資するものです。従って、これらの施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

	当連結会計年度		当連結会計年度
資産の部		負債の部	
流動資産	212,218	流動負債	137,666
現金預金	57,939	支払手形・工事未払金等	70,515
受取手形・完成工事未収入金等	132,270	電子記録債務	28,697
電子記録債権	10,155	短期借入金	6,613
未成工事支出金等	4,684	未払金	3,130
その他	7,402	未払法人税等	4,493
貸倒引当金	△235	未成工事受入金	4,567
		役員賞与引当金	111
固定資産	67,524	完成工事補償引当金	976
有形固定資産	12,176	工事損失引当金	1,953
建物・構築物	3,816	その他	16,606
機械・運搬具	562	固定負債	15,867
工具器具・備品	1,196	社債	10,000
土地	5,046	長期未払金	65
建設仮勘定	1,554	退職給付に係る負債	1,189
無形固定資産	3,288	株式給付引当金	456
のれん	2,511	役員退職慰労引当金	107
その他	777	繰延税金負債	2,828
		その他	1,220
投資その他の資産	52,058	負債合計	153,534
投資有価証券	39,746	純資産の部	
長期貸付金	1,877	株主資本	111,087
退職給付に係る資産	3,481	資本金	13,134
繰延税金資産	942	資本剰余金	12,730
差入保証金	3,197	利益剰余金	94,659
保険積立金	3,626	自己株式	△9,437
その他	654	その他の包括利益累計額	10,973
貸倒引当金	△1,467	その他有価証券評価差額金	11,075
		為替換算調整勘定	△612
資産合計	279,743	退職給付に係る調整累計額	510
		非支配株主持分	4,147
		純資産合計	126,208
		負債純資産合計	279,743

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上高	319,834
売上原価	277,956
売上総利益	41,877
販売費及び一般管理費	24,657
営業利益	17,219
営業外収益	2,018
受取利息及び配当金	892
持分法による投資利益	244
不動産賃貸料	512
その他	369
営業外費用	878
支払利息	186
貸倒引当金繰入額	256
不動産賃貸費用	235
為替差損	87
その他	112
経常利益	18,359
特別利益	1,602
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	270
退職給付制度改定益	328
違約金収入	883
その他	115
特別損失	1,169
固定資産除却損	7
固定資産売却損	76
減損損失	870
投資有価証券評価損	70
株式報酬制度移行損	139
その他	5
税金等調整前当期純利益	18,792
法人税、住民税及び事業税	6,949
法人税等調整額	△1,044
当期純利益	12,887
非支配株主に帰属する当期純利益	277
親会社株主に帰属する当期純利益	12,609

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

	当事業年度		当事業年度
資産の部		負債の部	
流動資産	171,710	流動負債	118,006
現金預金	42,760	支払手形	9,500
受取手形	2,500	電子記録債務	29,327
電子記録債権	9,388	工事未払金	52,037
完成工事未収入金	109,574	短期借入金	2,300
未成工事支出金等	3,200	未払金	2,518
未収入金	1,850	未払費用	4,372
立替金	2,152	未払法人税等	4,042
その他	408	未成工事受入金	2,363
貸倒引当金	△125	預り金	8,843
固定資産	68,983	役員賞与引当金	57
有形固定資産	8,652	完成工事補償引当金	700
建物・構築物	2,895	工事損失引当金	1,907
機械・運搬具	39	その他	34
工具器具・備品	842	固定負債	13,312
土地	3,499	社債	10,000
建設仮勘定	1,376	長期未払金	27
無形固定資産	418	株式給付引当金	389
投資その他の資産	59,913	繰延税金負債	2,450
投資有価証券	34,199	その他	444
関係会社株式	15,955	負債合計	131,319
長期貸付金	2,332	純資産の部	
破産更生債権等	48	株主資本	98,445
長期前払費用	132	資本金	13,134
前払年金費用	2,640	資本剰余金	12,853
差入保証金	2,306	資本準備金	12,853
保険積立金	3,499	利益剰余金	81,720
その他	266	利益準備金	3,283
貸倒引当金	△1,467	その他利益剰余金	78,436
資産合計	240,694	配当平均積立金	656
		退職給与積立金	940
		別途積立金	42,878
		繰越利益剰余金	33,962
		自己株式	△9,263
		評価・換算差額等	10,929
		その他有価証券評価差額金	10,929
		純資産合計	109,375
		負債純資産合計	240,694

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当事業年度
完成工事高	245,126
完成工事原価	215,010
完成工事総利益	30,115
販売費及び一般管理費	15,889
営業利益	14,225
営業外収益	2,297
受取利息及び配当金	1,554
受取保険金・保険配当金	169
不動産賃貸料	512
その他	59
営業外費用	672
支払利息	61
貸倒引当金繰入額	256
不動産賃貸費用	235
その他	119
経常利益	15,850
特別利益	1,558
投資有価証券売却益	270
退職給付制度改定益	328
違約金収入	883
その他	76
特別損失	1,127
固定資産除却損	3
固定資産売却損	53
減損損失	870
投資有価証券評価損	70
株式報酬制度移行損	126
その他	3
税引前当期純利益	16,280
法人税、住民税及び事業税	5,975
法人税等調整額	△1,061
当期純利益	11,366

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社
取締役会 御中

2019年5月7日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 金塚 厚樹 ㊞
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 木村 純一 ㊞
業務執行社員	

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂熱学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社

取締役会 御中

2019年5月7日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金塚 厚樹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

高砂熱学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 近藤 邦弘 ㊞

常勤監査役 山本 幸利 ㊞

社外監査役 伊藤 鉄男 ㊞

社外監査役 瀬山 雅博 ㊞

社外監査役 藤原 万喜夫 ㊞

以上

定時株主総会 会場ご案内図

日時

2019年6月26日(水曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館5階会議室



経団連会館 5 階会議室
東京メトロ「大手町」駅
C2b 出口直結



高砂熱学工業株式会社
Takasago Thermal Engineering Co., Ltd.

〒160-0022 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
電話 03(6369)8212(代表) <https://www.tte-net.com>



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

